



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 中井履軒「錫類記」及び孝女はつ関連文献について   |
| Author(s)    | 佐野, 大介  |
| Citation     | 懐徳堂センター報. 2006, 2006, p. 73-90  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/24383">https://hdl.handle.net/11094/24383</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 中井履軒「錫類記」及び孝女はつ関連文献について

佐野 大介

### 【解説部】

「錫類記」は、中井履軒の文集である『弊帚統編』中の一篇で、「豊後杵筑城」の女性「はつ」の孝状を記したものである。<sup>(注一)</sup>三浦梅園『愉婉録』下巻(紺屋町はつ/山城国儀兵衛/糸永村矢野雖愚)の章に、竹山が以前はつに贈った贈り物の返礼として、懷徳堂での安永五年(一七七六)年頭の宴の際、綾部妥胤がはつより手拭いをとつてきたというエピソードが記されている。このエピソードから、先に竹山がはつに贈り物をしていたことが分かる。<sup>(注二)</sup>懷徳堂はこの時期、しばしば募金活動を伴う孝子顕彰運動を展開しており、その評伝や運動の顛末が多く文章化されている。例えば小堀氏前掲論文には、竹山による孝子顕彰運動で顕彰された孝子として、稲垣子華・さん・義兵衛・はつの四人が挙げられている。ただ、前三人にはそれぞれの懷徳堂関係者の手になる評伝として、子華には『子華孝状』さんには『貞婦さんの記録』義兵衛には『かはしまものかたり』が紹介されているのに対して、はつのみ評伝の紹介がない。『懷徳堂事典』(大阪大学出版会、二〇〇一年)にも、はつのみ評伝に言及が見られず、今まで懷徳堂関係者の手になるはつの評伝については、殆ど注目されてこなかったと言つてよい。

本稿は、懷徳堂の孝思想及び、江戸期における儒学者による孝子顕彰運

動の研究の一環として、「錫類記」及び孝女はつの評伝について解説及び考察を加えたものである。なお「訓読部」では、「錫類記」を読み下し、さらに『愉婉録』と『官刻孝義録』とをそれに対応させて附載した。また、「翻刻部」として、「錫類記」の返り点付き翻刻と手稿本三種の校合記とを附した。

『弊帚統編』手稿に関しては、長く大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵の一冊が知られるのみであった。しかし、近年池田光子氏の調査により、新田文庫(大阪大学附属図書館懷徳堂文庫内)に、他に二編の手稿本が存在することが確認された。<sup>(注三)</sup>なお、三種の手稿本はそれぞれ外題を異にしており、それぞれ『弊帚統編』(懷徳堂遺書、受入番号102993)(甲本)、『履軒弊帚三』(新田文庫E330、受入番号79CL00784)(乙本)、『草本残稿弊帚統編』(新田文庫E323、受入番号79CL00785)(丙本)と題されている。

池田氏は、『弊帚統編』のうち、「浚河茅議」「原祭」「烏有園記」の三編の比較より、これら三種の手稿本『弊帚統編』の関係について、「甲本は乙本の書き入れを反映し、乙本は丙1本の書き入れを反映している。つまり、丙1→乙→甲の段階を経ている」(池田氏前掲論文)とする。

これら三種の手稿本には収載する篇章に異同があるが、幸い「錫類記」は三編共に収載されている。そこで、これら三編の「錫類記」を校合してみたところ、それぞれの単独異同は、甲本二十九箇所、乙本無し、丙本二箇所、との結論を得た。<sup>(注四)</sup> 甲本が多くの単独異同を有しているのに対し、乙丙本間の異同は二箇所のみである。また、乙丙本間では、一行の文字の数や大きさ、字体なども非常に類似しており、乙本と丙本とは同一系統といつてよいであろう。<sup>(注五)</sup>

試みに三者の書写の先後について考えてみると、まず乙丙本間では、丙本は、「里正以白奉行官、奉行官素以清廉仁恕擢用者」の下の「奉行官」語の上下に不自然な空格を有するが、乙本では整然と書かれている。<sup>(注六)</sup> また、丙本には「大夫家」の下に「有婚」二字を塗抹した箇所があるが、乙本では整然と下に続く。これらより、丙本を参照して乙本が筆写されたものと考えるのが自然である。

甲本と乙丙本との間は、内容的にはほぼ同じといえるが、細かい字句の異同が多く存在し、単に伝写の間違いにのみ由来するとは考えがたい。また、甲本には行脇三カ所に一文字分の書き入れが存在するが、全て乙丙本では行内に書かれている。甲本に「旋踵酒則……」の「酒」の右下に「家」とあり、乙丙本では「旋踵酒家則……」<sup>(注七)</sup>（旋りて酒家に踵れば則ち……）に作るなどがその類である。これを訂正が反映されたと思えば、甲本↓乙丙本という順序が想定可能だが、先に「旋踵酒家」との文章があり、筆写の際に「家」を失写したため後に脇に書き加えた、と考えることも可能であり、これら書き入れのみから先後関係を決定することは難しい。

そこで、異同の内容面から比較してみると、一概に定本とされる甲本が乙丙本より整っているとは言いきれず、逆に乙丙本の方がより整っているように思われる箇所も多く存在する。いくつか例を挙げる（傍点引用者以下同）。

又聞子之代我養親也、又聞親死而子葬之也（甲本）

又聞子之代我養之也、又聞親死而子葬之也（乙丙本）

乙丙本は、「養之」「葬之」と対になっている。

我意悅懌、意母之心、亦猶我之心也（甲本）

我心悅懌、意母之心、亦猶我之心也（乙丙本）

甲本では、一文の中に「意」が「思う」「意識」の二義に用いられているのに対し、乙丙本側は、「意う」と「心」とが使い分けられている。

豈不以天性弗浪乎、亦不以女初養其親（甲本）

豈不以天性弗浪乎、亦豈不以女初養其親（乙丙本）

乙丙本側は、「亦」の上下に「豈不以」が並ぶ。また、

夜未嘗宿於主人（甲本）

夜未嘗宿於主家（乙丙本）

では、意味上「主人」より「主家」がふさわしく、また、他の箇所では甲本もはつの勤め先を「主家」に作っている。勿論、ここに挙げた例は、どれも先後関係を決定づける要因とはいえず、少なくとも「錫類記」においては、本体のみの比較からは完成度や先後関係の比定は困難といえる。

ただ、丙本のみ直筆の返り点と奥書とが記されており、また、所々の字間に縦棒が記されている。この縦棒は、右側のもは並列を、中心のもは漢語（音読み）を、左側のもは和語（訓読み）を示すと考えられる（『翻刻部』を参照）。さらに、漢字に記された傍線は、音読みを示している。丙本のみが有するこれらの直筆返り点と記号とに従えば、履軒本人の想定していた読み下し文の復元が可能であると考えられる。そこで、本稿訓読部においては、底本として丙本を使用し、返り点や傍線に従って読み下した。

『錫類記』の他に、はつの孝状を記したものとしては、三浦梅園『愉婉録』があり、幕府による『官刻孝義録』（以下、『孝義録』）にもはつの評伝が記されている。これら三篇は内容の大部分が一致し、それぞれが全く無関係に成立したとは考えがたい。

三篇の成立時期については、『錫類記』（丙本）文末には「安永三年（一七七四）季冬履軒幽人記」とあり、『愉婉録』巻末には「天明三年（一七八三）癸卯陸月三浦すゝ武しるす」とある。『孝義録』は享和元年（一八一〇）の成立である。奥書のみから判断すれば、『錫類記』が最も早期の成立となるが、大坂在住の履軒が、自身の取材により斯様に早く豊後のはつの孝状を顕彰できたとは考えがたい。懷徳堂と梅園との間には夙に交流があり、『錫類記』に「近日吾所聞孝子孝婦、膺旌典、受褒賚。……我將記其奇、先狀其孝。」（『錫類記』）とあることから、豊後の人である梅園が、先にはつの行状に注目して懷徳堂に伝え、それを受けて竹山が募金を送り、さらに履軒が自身の文章によって『錫類記』を記したと考えるのが自然であろう。その後、梅園は『愉婉録』中の一文としてはつの孝状をまとめたと考えられる。また、『孝義録』に載す評伝は、その筋はほぼ『愉

婉録』『錫類記』と一致するものの、いくらか独自の情報も有しており、本稿で取り上げた以外の資料が存在する可能性は少なくない。<sup>（注七）</sup>なお、股野玉川撰『忠孝成美録』（兵庫県たつの市立龍野歴史文化資料館蔵）には『錫類記』が収録されており、当時の儒者間における孝子顕彰への関心の高さを窺わせる。

以下、三者の比較より『錫類記』の特色について簡単に紹介する。

まず形式面に注目すると、『愉婉録』『孝義録』が漢字仮名交じり文であるのに対して、『錫類記』のみ漢文で記されていることが注目される。単行されず、文集である『履軒弊帚』に収録されていることから、『錫類記』が広く民衆に読ませることに眼目をおいた作品ではなかったことが窺われる。これは例えば、懷徳堂関係者による孝子伝である『かはしまものかたり』が、民衆に知らしめるといふ目的から、漢字仮名交じり文で記され、単行されているのと対照的といえる。<sup>（注七）</sup>

また、『愉婉録』『孝義録』が、それぞれ「紺屋町初<sup>は</sup>……」（『愉婉録』）「杵築の城下上町にはつといへる女あり」（『孝義録』）として、冒頭から登場人物であるはつに関する記述が始まっているのに対して、『錫類記』には序にあたる文章が附され、「詩に曰く「孝子不匱、永錫爾類」と」という『詩経』（大雅、生民之什、既醉）の引用より始まっている。これは、『愉婉録』『孝義録』記載のはつの孝状は、多くの孝行譚を蒐集した孝行譚集内の一条であるのに対して、『錫類記』は題名を有する独立した一つの文章として撰されたためと考えられる。なお、『錫類記』との題名は、この「永錫爾類（永く爾が類を錫う）」に基づくのである。

また、内容面では以下のような異同が存在する。「錫類記」「愉婉録」はおおまかに、①「母親に対する孝行」、②「定七に対する献身」、③「和吉

に対する感化」の三つのエピソードによって構成されているのだが、『孝義録』は、①②部にはやや詳しい記述が存在するが、③に関しては、

其のち和助はかへりきて先非を悔しかば

という一文があるのみである。ここから、『孝義録』の関心が孝による「感化」には無いことを窺うことができる。これに対して、『愉婉録』は③に関する詳細な記述の後に、

おもへば、世の人はあやしき事を好むものなり。紫の雲起れり、泉出たり、鬼顯れたり、などといふ事をば感應して、妙なることにいへり。今此女至孝の誠、此無頼の和吉を千里の外に感せしめ、終に可人となしけるこそ、類稀なることなるべし。

とあり、「孝による感化」が一つのテーマであることが解る。さらに、「錫類記」は、③の記述が他の二本に比してやや詳細であり、結語に当る部分にも、

嗟乎和吉、善く愆を悛むる者と謂うべし。……亦た豈に女初其の親を養うを以てして感動させざらんや。余故に曰く、天の類を錫い、以て孝子に祉するは、非か。昔の鴟鵂、今の鸞鳳。昇平の瑞と曰うと雖も可なり。嗟盛なるか孝の徳たるや。

とある。はつ個人が孝行者であることを著すだけでなく、和吉を「感動」させ「愆を悛」めさせるといふ「天の類を錫」うことを重視していること

が窺われる。<sup>(注十一)</sup>「錫類記」はそもそもその題名からも、「錫類」をはつの孝状のテーマとして前面に打ち出した文章であるといえよう。

注

- (一) 正編・続編・季編の三部より成る履軒の文集『履軒弊帯』の続編部分にあたる。それぞれ『履軒弊帯』『弊帯続編』『弊帯季編』と称される。
- (二) 本稿訓読部の19にあたる。なお、小堀一正氏「孝子顕彰運動」(小堀一正氏・山中浩之氏・加地伸行氏・井上明大氏『中井竹山中井履軒』明徳出版社、昭和五五年、第二章第五節、後に『近世大坂と知識人社会』清文堂出版、一九九六年)にこの逸話が紹介されている。
- (三) 調査結果は、池田氏により「第一次新田文庫暫定目録」(『懷徳堂センター報』二〇〇四、平成一六年)及び「第一次新田文庫目録(続)」(『懷徳堂センター報』二〇〇五、平成一七年)として発表されている。また、『履軒弊帯』に関しては、同氏「懷徳堂文庫所蔵『履軒弊帯』諸本について」(『懷徳』第七〇号、平成一四年)に詳しい。「甲本」「乙本」「丙本」とは、池田氏による仮称。以下、本稿では、この呼名に従う。
- (四) 正字と俗字との対立など、字体の違いは除く。具体的な異同点は「校合記」部を参照のこと。なお以下文中で用いる「く本」とは、「く本版錫類記」の意。
- (五) ただ、訓読部の4で、はつが驚いていたものが、それぞれ「菓」(丙本)「菓子など」(『孝義録』)、「果」(甲本・乙本)「くだ物様のもの」(『愉婉録』)とされており、単純な誤写とも言い切れない。
- (六) 丙本を記す際、後に名前を入れる予定で一旦空格としたが、未詳の

ままとしたため、後に「奉行官」三文字を埋めたものか。

(七)他二つは、「豈易得哉」の「得」の右下に「乎」、「破衣弊笈、面目黧」の「黧」の右下に「黒」があるというもの。

(八)和吉とはつとの婚礼が「安永甲午」の「十有一月」であるから、その翌月には「錫類記」が成立したことになる。

(九)訓読部四など。菅野則子氏は『孝義録』の記事について、「幕府によって「孝義録」が刊行される以前に、……諸藩において、孝子伝や良民伝の編修刊行が行われており、それらがこの「孝義録」の編纂の素材ともなったものと思われる。」(「解題」『官刻孝義録』下巻、菅野則子氏校訂、東京堂出版、一九九九年)とする。また、『愉婉録』の

### 【訓読部】

凡例

・本稿は、中井履軒「錫類記」(『弊帚統編』所収、原漢文)を書き下したものに、三浦梅園『愉婉録』下巻(紺屋町はつ)の條)及び『官刻孝義録』(「孝行者はつ」の條)を附載したものである。

・「錫類記」の底本として『草本残稿弊帚統編』(手抄、大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵、新田文庫E330、受入番号79C100785)(丙本)、『愉婉録』の底本として『梅園全集』下巻(梅園会編、名著刊行会、昭和四五年)、『官刻孝義録』の底本として『官刻孝義録』(菅野則子氏校訂、東京堂出版、一九九九年)を用いた。

・「錫類記」『愉婉録』『官刻孝義録』共に分段されていないが、内容より「錫類記」をいくつかの段に分ち、その下段に『愉婉録』『官刻孝義録』の内容が対応する箇所を附した。

載すはつ以外の孝子の名は、『孝義録』中の被表彰者のリストに見えない。

(十)『かはしまものかたり』については、宮川康子氏「懷徳堂思想と民衆」(『日本思想史学』二十四号、一九九一年)及び「心学と懷徳堂―二つの『かわしまものがたり』―」(『自由学問都市大坂』講談社、二〇〇二年)・拙稿「孝子義兵衛関連文献と懷徳堂との間 附翻刻」(『懷徳堂センター報』二〇〇五、平成一七年)等を参照されたい。

(十一)ここでは「類」は、「仲間・同類」を意味し、主に和吉が感化され孝子となったことを指すと考えられる。

・「錫類記」の内容に対応させるため、『愉婉録』『官刻孝義録』は、10と12との順序を入れ替えた。

・翻刻に当って、俗字・或字などは底本の文字にできる限り沿うよう留意したが、印刷の都合上改めた箇所もある。

・「錫類記」『官刻孝義録』に付された読点は、書き下しでは一部を句点に改めた。『愉婉録』底本にはもと点がないが、句読点を附した。また、読解の便のため一部文字にルビや濁点を附した。

・会話部には「」を附した。一部に付されている割り註は( )内に記した。また、いくつか【】内に注を加えた。

・「翻刻部」として、返り点・記号を含め「錫類記」(丙本)を翻刻し、さらに手稿三種間の校合記を附した。

| 錫類記   | 愉婉録   | 孝義録   |
|---|---|---|
| <p>1<br/>詩に曰く、「孝子匱しからず、永く爾が類を錫う」と。信なるかな言や。近日吾聞く所、孝子孝婦、旌典を膺け、褒賚を受く。室家の内、又其の祉福を獲る者、往往にして有り。豈に天意に非ざるかな。其の錫類の尤も奇なる者は、豊國の女初たり。我將に其の奇を記さんとし、先づ其の孝を状ぶ。</p> | <p>紺屋町初は幼ふして父に後れ、老病の母一人あり。</p>                  | <p>杵築の城下上町にはつといへる女あり。父は半六とて入婿なりしが、はつが三四歳のころ夫婦の縁きりていでければ、はつは母と二人、とぼしきいとなミして暮しけり。</p> |
| <p>2<br/>女初、豊後杵築城麩岷の女。幼にして孤貧、獨り母と居る。</p>  | <p>もとより家とてもなく、定七といふもの不便におもひ、己が木部屋有けるをかし置けり。</p> | <p>家きハめて貧しく、ことに借銀いやまさりて家をも地をも人にうりて贖ひければ、隣にすミける定七といふ者不便に思ひ、己が薪などをく小屋をかしてすませけり。</p>   |
| <p>3</p>  | <p>まづしければ七ツ八ツの頃よりくだ物様のものうりて母を養ひしに、</p>          | <p>母は病ひがちにて、すぎはひの手業もかなはねば、はつ七八歳のころより菓子などうりてその利潤を</p>                                |
| <p>4<br/>母善く病い、以て自給する無し。女初、錫を賣り菓を鬻ぎ、以て其の食を給う。</p>   | <p>母を養ひしに、</p>                                  | <p>母は病ひがちにて、すぎはひの手業もかなはねば、はつ七八歳のころより菓子などうりてその利潤を</p>                                |

|  |  |
|--|--|
| <p>6</p>   | <p>5</p> <p>稍や長じ人家に傭力す。夜未だ嘗て主家に宿せず、必ず母が耻を懐にし腹を眞し以て寝ぬ。食味に遇えば、必ず包みて母に饋む。冬月或は單袷を服れども、母は甘旨をば乏しとせず。傭力に休暇あれば、輒ち反りて母を省みるは日に三四たび。服食穢器に至るも、修潔便給せざるなし。主家皆な之を愛重す。又其の勤勞人に倍するを以てや、亦た其の為す所を縦さざるなし。</p>   |
| <p>ある日、母けふのあしは多くしてあすの事心やすしと悦びければ、かはり少き日は母のとほしからんことをかなしむにぞ。人人あはれみ買とりてやりける。十歳をも過ぬれば、あるは糸を引機を織り人の衣をあらひ縫ひ、あるは人に遣れて母の薬を求めあたへ、衣食かひとへのへなど、心をつくしける。其人人のもとへ行事も、朝より暮までを約し、ゆふべは歸り省る事を常とせり。さるほどに此事國の公に達し十六歳の年恩賞にあづかれり。</p> | <p>商ひの多き日はあすのいとみな心やすしとて母のよろこびければ、常よりもすくなき時は母の心安かるまじと心くるしげにみえしかば、人々のあはれがりていつもおほくぞもとめける。やうくに成長して、いぶせき中にも人の織ぬふわざなど助けて、その賃錢を孝養の費にあてけり。母はやミ衰へぬれば、医療の事に心を尽せど、目さへはかくしくみえず、朝夕のくひものとても、はつが手にて調しければ、人の家に雇ハれゆきし時は、しかくのよしいひて、ものくふ頃にハかならずかへりて</p> |
| <p>もて養ひけり。</p>   |  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  |   | <p>其設をなしつ。年ハまだ十三なるに、かく孝心深かりければ宝曆三年四月に領主より錢をあたへて賞しけり。</p>  |
| <p>7<br/>母 嘗て病い困しみ、食わずして日を経。女初 其の欲する所を問ひ、百方之に供せども、咽に下す能わず。乃ち益ます其の需を請いて已まず。母 中夜間ゆ有り。言う「魚子鹽もて清酒を澆げば、庶うに或は一ヒを下さん」と。女初 即ち器を提げて往く。國法、子夜市酤を禁ず。隣人之を止め、曰く、「往くも必ず獲る弗し。請う且を待て。亦た兩時を諭えざるのみ」と。女初 曰く、「諾」と。乃ち隣人に請ひ母を看せしめ、他辭を以てして出づ。遂に魚肆に踵るに、適たま胥吏船運を為し、夜來魚鹽を徴む。其の鹽を啓くに會ひ、輒ち取りて之を乞う。旋りて酒家に踵れば、則ち大夫の家 客を饗す。酒家 燈を張り、通夜にして酤る。乃ち亦た酒を獲りて還る。以て飯を下すを得。</p> | <p>母ある時恙有ていたくなやみしに、初いろいと心をつくせども、食念たへてなかりけり。初かなしく折折「何をがな」とたづねけるに、或夜、「鹽からに少く酒鹽さしてんにはいかがあらん」といひければ、初うれしく夜丑三つばかり直に器ひさげて出るを、かたへの人とどめけるは、「夜ふけ月暗し。且酒肆魚店戸をたたたくともおきもやらじ。今暫せば夜も明なん。まめに去て魚のちて行け」といひけれども、得やまず。直に去て魚の店にいたれば、折から入船有てうほもとむるにあひて、たやすく鹽辛手に入ぬ。夫より酒屋に行けるに、今夜んは大夫の家に宴ありて燈はりつつおき居たり。思ひの外にこととのひ、老母の望もかなひける。</p> | <p>その後母の病いよく、重りて物をもさらにくはざりければ、なにもがな、などおもふ折しも、魚の塩辛に酒かけたるこそほしけれといふに、かけ出んとすれば、丑の刻にもなりぬらんとて人ぐのとて求めて帰れば、母ことによるこびて少しハ物をもくひしとな</p> |
| <p>8<br/>鄰里驚歎し、以て孝感の致す所と為す。然るは是れ偶然。而して人之を知るを得。若し夫れ辛勤勞苦し、然る後に獲るは、乃ち其の常の云。</p>   |   |   |
| <p>9<br/>母 没するの後、嬉笑して齒を啓かざるは三年。常に憂う色有り。</p>  | <p>母身まかりて後、うれふる色面に顯れ、それとはなしに喪に居れる人のごとし。</p>   |   |

|   |  |
|---|--|
| <p>11 嗟乎女初一女子なるのみ。其の孝義是の如し。豈に得易からんかな。</p>   | <p>10 居停の主人工なり。定七と曰い、一子を生みて寡。女初を愛重し、其の子の為に聘せんと欲す。子和吉と曰い、既にして飲博亡頼なり。父之を逐い、乃ち女初を取りて其家に賣く。視るに猶お父子のごとし。和吉後に人奴と為り、従りて江都に如く。邸中に給事し、遂に亡命す。定七 老い病む。女初 復た傭力して之を養うこと、其の母を養う者の如し。其の死に及ぶや、亦た簪梳衣服を賣り、喪事に給う。</p>       |
| <p>定七も此者の志厚きにめで、己が子和吉といへるにめあはせまほしく思ひ、粗その聞へも有けり。さるに、此和吉行ひ宜しからず、あまつさへ博奕様の物好み、ひそかに親の家を質に入、銀六拾目かりとり、是をも程なく遣ひすて、夫より家中に僕となり、主人の供して江戸に行しが、明和元年江戸の屋敷をも出亡しぬ。定七せんかたなく脇より養子もとめけれども、是又よからぬ者にて、程なく家を出で行かたなくなれり。初男ともなり女ともなり、身をうり人にみやつかへし、親とたのみし人なりとて、母にかはらずつかへしが、同五年正月より定七手足かなはずなれり。初不淨なるあらひすぎも、いとよらかに心の及ぶ處、誠をつくさざる事なかりしかば、定七感にたへず、折ふし病の床より手を合せて拜みける。初は恐れみおもへどもせんかたなく、かげのかたよりかへし拜みしける。程なく其十月、定七はてぬ。はついたくなげき、あとのいとなみ、其物からに見ぐるしからず取りつくろひ、祠堂の料も寺に入、墓詣なども怠らざりけり。かかる生質故に、己がみやづかへするあるじにも、ふかく心を獲られ、他事なくおもはれけり。</p> | <p>隣なる定七も、かれが志に感じ賑にせばやと思ひしかど、其子の和助といへるが、心様よからで家を明けければ心にまかせず打過しが、はつは定七を親のごとくに介抱せしかば、その年の二月領主より又も銀をあたへて褒美せり。かくて定七は中風を病て床にのミ有しを懇にいたはりけれバ、定七もうれしさのあまり、ふしながら手を合て拜みし事もありしとなん。定七なくなりてのちのわざをいとなみ詞堂銀まで寺にをくれり。</p> |

故に邦君命して之を旌<sup>た</sup>わし、錢穀を賜うは数しばす。輒ち用て碑を鐫<sup>ほ</sup>り僧に飯し、自ら資せず。其の既に母碑を建つるや、遂に併せて外祖母の碑を鐫る。賜錢足らざれば、乃ち其の衣を典す。人曰く、「賜錢を用て母碑を建つるは、可なり。衣を典して外祖母の碑を鐫るは、則ち不可」と。女初之に應じて曰く、「然り。但だ我母の碑を鐫りて就<sup>な</sup>す。我が心悅懽す。意うに母の心、亦た猶お私の心のごとからんや」と。其の心を設くるは蓋し皆な此の如し。

【「典」とは「質入れ」の意】

安永甲午<sup>三三二七七四</sup>七月、和吉東より至るも、律に在り。亡命者國門を入るを聴<sup>ゆ</sup>さず。是に於いて郊村に其の遠親を訪ね、而して宿を求む。主人其の人と為りを賤しみ、之を留むるを欲せず。然れども其の破衣弊笈、面目黧<sup>くろ</sup>黒なるを視、意頗る之を憫む。延き入れ来故を問う。和吉涕を垂れ、曰く、「我實に不肖。既往の事、悔ゆるも及ぶ無し。今年十月七日亡親の七回忌忌たり。是に於いて一たび墓を

二度 邦君の褒資ありしに、みづから用ることなく、母の願ふ品などに用ひたるの餘にて、母の石碑を立てるが、母の母なるもの石碑なしとて、又己が衣をぎのりて其事を終へぬ。ある人、「公の賜にて母の塔たてしはさるべき事なり。みづからの衣をぎのりて外祖母の塔たてんは、しづかにはかりてもよからん物を」といひければ、初こたへて、「いな。われ今母の塔たてて心甚悦べり。此心を推しておもへば、母の母の塔たてざりしは、さぞ遺憾なりしならん。かくしてぞ、母の心の地下にやすからん」といへり。是親につかへて志をつくすといふものなるべし。

【「をぎのる」「おきのる」とは「質入れ」の意】

しかるに、安永三年七月、かの和吉江戸より歸り、亡命の身なれば郭には入がたく、治の南猪の尾といへる所にゆかり有ければ、夜にまぎれここにつき、旅の装とく間もなく、初はいかがと問けるに、恙なきよしいらへければ、打よるこび、人頼みて初を招きける。されども初がゆかりのもの、心を得て探りけれども、ことなる子細もなきよしなれば、人してはつを遣しぬ。

かゝる事ども領主に聞えしかば同き六年八月に又錢とらせけり。同き十一年二月といふに母ついでにせければ、領主のあたへし物をはじめ人のめぐみし銀など孝養に用ゐし残りもあれど、をのが事にハつかはずして母の石塔の費としけり。かくて祖母の塚に印なきが心うしとてこれをも建んとしける程に、「母の印建ぬる上は孝心はとどきぬべし、祖母の印ハ遅くともな」と諫むる人もおほかりけるに、「母の印建たる事のうれしければ、祖母の印を建たらんには母もうれしとおぼすらん」といらへて夏冬のものまでうりしろなし、これをも又いとなきぬ。

其のち和助はかへりきて先非を悔しかば、

拜して前罪を謝し、且つ一たび女初に見え、我親を養うの勞を謝せんと欲す。我是が為に遠より来るのみ。事畢れば我即ち行く。但だ法網の密、輒ち往く能わず。唯だ子我を憫み幹旋し、志を伸ぶるを得るを俾けよ」と。主人益ます之を異とし、潜かに人を遣りて本里に如かしめ、為に里正に請う。里正乃ち女初に命じて往かしむ。因りて里長を遣りて之を導かしめ、女初至る。

和吉歸りける様は、旅中にて従前の過悔る心の出來り、身をうらみことし十月七日父の七回忌なれば、何とぞ忍びがてにも墓詣し、身の過を詫まほしく思ひなして歸れる也。程なく初も來れるにぞ。

和吉仰ぎ視て俯し泣き、言う能わず。之を久くして涕を攬り、曰く、「我不孝。老父をして榮獨以て死せしむ。子の力微かりせば、殆ど天年を終えざらん。我東に在り、傭賃もて生を為す。亦た郷人の來たり説くに見ゆ。曰く、「親老病」と。我以て意を為さず。又子の我に代りて之を養うを聞く。又親死して子之を葬るを聞く。皆以て意を為さず。禽畜の心、亦た已に甚だし。既而稍や人心に反り、日夜漸く以て悲しむも、及ぶ無し。是に於いて墓を拜して前罪を謝し、吾子に見えて前勞を謝せんと思ひ欲するは、数年なり。今茲七回忌の忌。故に特に來たるのみ」と。【今茲とは「今年」の意。】

和吉も涙を催し、「さんさん我不孝にして郷里をさりぬ。こなたの人なかりせば、親水にうへ衣にこごえ、いかなるうきめにやあひ給はん。さるを無狀の我にかはり、心くるしき事もなく世を過されし事、皆そなたよりの賜なり。旅にして一度悔心きざしてより、いたみ心肝に發し、しきりに故郷戀しくなり侍れば、すごすと歸りがたく、いろいろの艱苦を忍び、いささかの志しつ」とて、

乃ち笈を啓き、紬襦一領、縹絹帶一條を出す。捧げて以て女初に授け、曰く、「是れ我が傭力の製する所。以て親に奉せんと欲す。子を煩わし我が為に靈座に奠し、以て區々の情を疏せん」と。又棉布一端を出し、曰く、「請う我が為に僧に供し、誦經一座せよ」と。又棉布一端を出

装の内より、紬のひとへもの一ツ、縮緬の男帯一筋取出し、「是は父のいませる時の心にて持來れり。牌前にそなへ、我罪を謝し給はれ。しかる後はいかにもし侍りぬ」(豊の俗年回)ことに亡者の衣かゆるとて布もめ

し、曰く、「聊か以て相贈るなり」と。又白金三十兩を出し、曰く、「請う我が為に佛寺に施入し、永く香火の資と為せ」と。又金三兩を出し、曰く、「我昔嘗て親の宅を盗典し、一金を取る。今已に十有一年。意うに其の息已に倍徒ならん。請う子、此を以て宅を償え。子有れども不肖にして、宅も又他人の有たるは、是れ大いに親の心を傷つくるなり。請う子、此の宅に住せ。而して可人を贅せば、則ち親朽ちざらん」と。是に於いて笈を投じて泣き、曰く、「我四三年、筋を苦しめ骸を勞すも、事塵かに此に止む。奈何すべきかな。然れども吾が事畢れり。我明日墓を拜し、且つ行き通れん。復た相見ゆる勿し」と。女初諸物を受け、而して黄白を選し、曰く、「我が傭力の餘資、頗や宅金を償うも、未だ完うする能わざるのみ。又嘗て衣服を鬻ぎ、香火を置く。今用いる所無し。請う中に就きて一金を留むれば、足れり。且つ子明日復た行くに、資無くんば且に餓えん」と。和吉曰く、「子の金を以て宅を償い、子の資を以て香火を置く。而るに我與らざれば、是れ我終に子たらざるなり」と。之を強うも、可とせず。和吉泣きて曰く、「我数年辛苦するも、用うる所無し」と。導く所の里長に請う、權之を収むるを。曰く、「吾子又受けざれば、我且に水に投じて死せん」と。【贅】とは入り増し

里長 金を受け、趨かに村正に見え、之と謀る。還りて里正に報ず。里正 以て奉行官に白す。奉行官素より清廉

んのるい牌前にそなふるなり、金子三兩とり出し、「是は我親の家を質に入れ置たり。今いか程になりやしぬらん。是にてうけ返し、そなたの住所ともなせよかし」と。又、木綿一端、銀三枚取出し、あつく多年の禮謝を述、「此上は、何とぞ宜敷人をもかたらひ、親の跡をもたてよ。我は年回事終らば、此あたりにていかにもして世をわたり侍らん」といひければ、初感涙をおさへ、「家質の事はかねて心にかけて侍れば、やうやうにつぐのひ侍りぬ。今一兩ばかりも有らん。二兩は入用なし。香花の料も已になしつ。是有ても何かせん。此後、世わたるよすがともし給へ」といへども、「それはそなたの物にして我志にあらず」とて、得うけず。【かたらふ】とは「交際する」「結婚する」の意

此事終に 官に達し直に歸參をゆるされ、初ことしみやつかへしける家よりもいとま給り、本宅をあかのり

16 仁恕を以て擢用せらる者、之を聞きて大いに嘉歎す。即返しぬ。  
日状を具して命を請う。邦君特命し、其の犯す所を赦し、本里に還住せしむ。

17 是に於いて郷鄰親戚、二人を簇擁して還る。相い謀りて婚を議し、即日禮を行なうを欲す。和吉謝して曰く、「亡親七回の忌、数月内に在り。請う齋薦を畢るを俟て」と。是に於いて其の言の如く、婚を成すこと十有一月に在りと云。

【「簇擁」は「むらがりおしよせる」の意】

18 嗟平和吉、善く愆を悛むる者と謂うべし。其の言を聴き、其の行ないを視るに、孝子たるに愧じず。抑そも其の善心の生、豈に天性の泯くる弗きを以てせざらんや。亦た豈に女初、其の親を養うを以てして感動させざらんや。余故に曰く、天の類を錫い、以て孝子に祉するは、非か。昔の鷗鷗、今の鸞鳳。昇平の瑞と曰うと雖も、可なり。嗟盛なるか、孝の徳たるや。

和吉、その身はちなみのかたに宿し、其宅に初を置き、老女やとひ、すませせ、人取結びすすめけれども、はるばるの道かへれるは、親追薦の爲なるぞ。それを置て、いかで身をやすくする營すべきとて、晝は通ひて家の取つくろひし、夜はちなみの方に歸り佛事つとめ、其年の暮にいたり、人の取はからへるにまかせ、合盃の事あり。夫婦むつまじく、人の覺へも淺からず暮しける。【「盃」は「盃」と同じくかための杯を指す】

おもへば、世の人はあやしき事を好むものなり。紫の雲起れり、泉出たり、鬼顯れたり、などいふ事をば感應して、妙なることにいへり。今此女至孝の誠、此無頼の和吉を千里の外に感ぜしめ、終に可人となしけるこそ、類稀なることなるべし。

郡監綾部妥胤（華名文右衛門）は、はつが久しくつかへし主人なり。妥胤、安永丙申の冬、國の事有て大坂にゆかれしに、大坂學校懷徳堂の教授中井竹山先生より、かの初に贈物有て其事を嘉しられたり。それを謝

人々はかりて、はつにめあはせ定七が本意をもとげさせけり。

安永三年一七七四年十二月季冬

履軒幽人記

するとして、初手拭ひとつ妥胤の使に託して、かの先生に遣しける。先生孝子の贈物として大に悦、明て正月廿日、其家の節會とて、親族舊識門人など百數十人集り、文よみ詩作り、酒などたうべて遊ぶ事なりしに、其日の手水場には、山城なる川島村儀兵衛が家の竹にて手拭かけを作り、かのてのぐひに自ら「豊後杵築孝女初手製」と書てかけたり。妥胤も其日の賓に預れり。竹山衆賓を揖し、かの悦架をしめし、「是みな孝子の贈物なり。殊にけふの賓妥胤は、孝子のみやづかへし主人なり。いざよいてまのあたり其孝状を聞給へ」と有しかば、満堂の衆賓まど居してこれをきき、皆嘆稱せしは、また孝女の榮にあらずや。

【翻刻部】(丙本を底本とする)

詩曰、孝子不匱、永錫爾類、信哉言乎、近日吾  
 所聞、孝子孝婦、膺旌典、受褒賚、室家之内、又獲其祉福者、往往而有焉、豈非天意哉、其錫類之尤奇者、為豊國之女初、我將記

其奇、先狀其孝、女初豊後杵築城廬氓之女、幼而孤貧、獨與母居、母善病、無以自給、女初賣錫鬻菓、以給其食、稍長傭力于人、家夜未嘗宿於主家、必懷母趾實于腹、以寢、遇食

味、必包而饋母、冬月或服單袷、而母甘旨不  
乏、傭力休暇、輒反省母者日三四焉、服食至  
穢器、莫不修潔便給焉、主家皆愛重之、又  
以其勤勞倍人也、亦莫不縱其所為、母嘗病  
困、不食經日、女初問其所欲、百方供之、不  
能下咽、乃益請其需不已、母中夜有間、  
言魚子醢澆清酒、庶或下、一七、女初即提器  
而往、國法、子夜禁市酤、隣人止之、曰、往  
必弗獲矣、請待旦、亦不踰兩時耳、女初曰、諾、  
乃請隣人看母、以他辭而出、遂踵魚肆、適  
胥吏為船運、夜來徵魚醢、會其啓甕、輒取  
而乞之、旋踵酒家、則大夫家饗客、酒家張  
燈、通夜而酤、乃亦獲酒而還、得以下飯、  
鄰里驚歎、以為孝感所致、然是偶然、而人

得知之、若夫辛勤勞苦、然後獲焉者、乃其  
常云、母歿之後、不嬉笑啓齒者三十年、常有憂  
色、居停主人工也、曰定七、生一子而寡、愛  
重女初、思欲為其子聘焉、子曰和吉、既而飲  
博亡賴、父逐之、乃取女初實其家、視猶父  
子也、和吉後為人奴、從如江都、給事邸中、  
遂亡命、定七老病、女初復傭力養之、如下養  
其母者、及其死也、亦賣簪梳衣服、給喪  
事、嗟乎女初一女子耳、其孝義如是、豈易  
得乎哉、故邦君命旌之、賜錢穀者數焉、輒  
用鐫碑飯僧、不自資也、其既建母碑也、遂  
併鐫外祖母之碑、賜錢不足、乃典其衣、人曰、  
用賜錢建母碑、可也、典衣鐫外祖母之碑、  
則不可、女初應之曰、然、但我鐫母碑而就矣、

我心悅懌、意母之心、亦猶我之心也、其設心、蓋皆如此、安永甲午七月、和吉至自東、在律、亡命者不聽入國門、於是郊村訪其遠親、而求宿、主人賤其為人、不欲留之、然視其破衣弊笈、面目黧黑、意頗憫之、延入問來故、和吉垂涕、曰、我實不肖、既往之事、悔無及也、今年十一月七日為亡親七回之忌、於是欲一拜墓謝前罪、且一見女初、謝養我親之勞、我為是遠來耳、事畢我即行矣、但法網之密、不能輒往焉、唯子憫我、斡旋焉、俾得伸志、主人益異之、潛遣人如本里、為請里正、里正乃命女初往焉、因遣里長導之、女初至、和吉仰視而俯泣、不能言、久之攬涕、曰、我不孝、使老父煢獨以死、微子之力、殆不終天、

年矣、我在東、傭賃為生、亦見鄉人來說、曰、親老病、我不以為意、又聞子之代我養之也、又聞親死而子葬之也、皆不以為意、禽畜之心、亦已甚、既而稍反人心、日夜漸以悲、無及也、於是思欲拜墓而謝前罪、見吾子而謝前勞者數年矣、今茲七回之忌、故特來耳、乃啓笈、出紬襦一領、縐絹帶一條、捧以授女初、曰、是我傭力所製、欲以奉於親、煩子為我奠靈座、以疏區々之情、又出棉布一端、曰、請為我供僧、誦經一座、又出棉布一端、曰、聊以相贈也、又出白金三十兩、曰、請為我施入于佛寺、永為香火之資、又出金三十兩、曰、我昔嘗盜典親之宅、取一金、今已十有一年矣、意其息已倍蓰、請子以此償宅、有子而不肖、宅

又為他人之有、是大傷親之心也、請子住此宅、而贅可人、則親不朽矣、於是投笈而泣、曰、我四三年苦筋勞、骸事、厯止于此、可奈何哉、然吾事畢矣、我明日拜墓、且行遁矣、勿復相見也、女初受諸物、而還黃白、曰、我傭力餘資、頗償宅金、未能完而已、又嘗鬻衣物、置香火、今無所用也、請就中留一金、足矣、且子明日復行、無資且餓、和吉曰、以子之金償宅、以子之資置香火、而我不與焉、是我終不為子也、彊之、不可、和吉泣曰、我數年辛苦、無所用也、請所導里長、權收之、曰、吾子又不受、我且投水而死、里長受金、趨見村正、與之謀、還報里正、里正以白奉行官奉行官素以清廉廉仁、擢用者、聞之大嘉歎焉、

即日具狀請命、邦君特命、赦其所犯、還住于本里、於是鄉鄰親戚、簇擁二人而還、相謀議、婚、欲即日行禮、和吉謝曰、亡親七回之忌、在數月內、請俟畢齋薦、於是如其言、成婚在十有一月云、嗟乎和吉、可謂善俊愆者、聽其言、見其行、不愧於為孝子、抑其善心之生、豈不以天性弗泯乎、亦豈不以女初養其親而感動焉乎、余故曰、天之錫類、以祉孝子者、非邪、昔之鴟、今之鸞、鳳、雖曰昇平之瑞、可也、嗟盛矣乎、孝之為德、

安永三年季冬

履軒幽人記

注

※一、「ハツ」とのルビは原有。

※二、「家」の下に「有婚」二字の塗消有り。

※三、「官」の下、一字分の縦棒線有り。「奉」の上も字間僅かに広く、「奉行官」三字分を含め、初め名を書き込む予定で空格にしたものか。

※四、「心」の下「之生」二字無く圈点有り、上部欄外に「之生」と有り。

校合記

又獲其祉福者 甲本無「其」字。  
往往而有焉 甲本下「往」作「𠂔」。  
女初賣錫鬻菓 甲本「菓」作「果」。乙本同。  
夜未嘗宿於主家 甲本「家」作「人」。  
適胥吏為船運 甲本「適」作「會」。  
夜來徵魚醢 甲本「魚」下有「子」字。  
會其啓甕 甲本作「適啓甕」。  
輒取而乞之 甲本「輒」作「乃」。  
則大夫家饗客 丙本「家」下有塗抹「有婚」二字之跡。  
通夜而酤 甲本「夜」作「宵」。  
母歿之後 甲本「歿」作「沒」。  
居停主人工也 甲本「工」作「匠」。  
不自資也 甲本「不」作「弗」。  
人曰 甲本「人」上有「鄉」字。  
我心悅懌 甲本「心」作「意」。  
不欲留之 甲本無此四字。  
幹旋焉 甲本「幹」上有「為」字。  
又聞子之代我養之也 甲本「之」作「親」。  
亦已甚 甲本「已」下有「大」字。  
日夜漸以悲 甲本無「漸」字。  
縹絹帶一條 甲本無「絹」字。  
請為我供僧誦經一座 甲本「座」作「卷」。  
又出金三兩 甲本「兩」作「錠」。

苦筋勞骸 甲本「骸」作「體」。  
可奈何哉 甲本作「可奈之何哉」。  
無資且餓 甲本「餓」作「饑」。乙本同。  
以子之資置香火 甲本「置」作「實」。  
亡親七回之忌 甲本作「親忌」。  
於是如其言 甲本無「如其言」三字。  
見其行 甲本「見」作「視」。  
抑其善心之生 甲本「生」作「發」。  
亦豈不以女初養其親而感動焉乎 甲本無「豈」字。又「乎」下有「哉」字。  
※、なお、『弊帚統編』は、『日本儒林叢書』（関儀一郎編、鳳出版、昭和四六年復刊）中に活字翻刻されており、底本は無窮会所蔵とある。そこに載す「錫類記」の甲本との異同は、「𠂔」を元の字に作る他、「大」を「太」に、「衣物」を「衣服」に作る等微細なもの。

（台湾・明道管理学院助理教授）